

## 過去に補助を受けている場合の留意事項

本事業における補助は原則として1事業所1回(令和2年度～令和5年度の補助を含む)ですが、令和5年度までの補助額の合計が過去の基準額の範囲内であった場合は、過去の基準額と今回の基準額を比較して少ない額から令和5年度までの補助額の合計を除いた金額を上限として2回目以降も補助を受けることができます。

なお、1回目に補助した機器のリース代や保守・サポートに係る経費等、恒常的な費用については、令和6年度の補助対象にはなりませんのでご注意ください。

(過去に補助を受けたことがあり、令和6年度も補助を受けることができる場合の具体例)

職員数 10 名の事業所の場合(基準額は 100 万円)

① 令和2年度に一気に通貫の介護ソフト(40 万円)を購入して 30 万円の補助を受け、令和6年度にタブレット(1台5万円)を4台購入する場合。

⇒2回目は基準額と1回目の補助額との差額(100 万円-30 万円=70 万円)が補助上限であるため、令和6年度に購入するタブレット4台分(20 万円)に補助率を乗じた額(15 万円)は全額補助対象となる。

② 令和2年度に一気に通貫の介護ソフト(40 万円)を購入して 30 万円の補助を受け、令和3年度にタブレット(1台5万円)を4台購入して 15 万円の補助を受けた。今回、令和6年度にタブレット(1台5万円)を追加で 20 台購入する場合。

⇒3回目は基準額と令和5年度までの補助額との差額(100 万円-30 万円-15 万円=55 万円)が補助上限であるため、令和6年度に購入するタブレット 20 台分(100 万円)に補助率を乗じた額(75 万円)のうち 55 万円までが補助対象となる。

③ 令和4年度にタブレット(1台あたり1年間3万円)を3台リースして補助を受け、令和6年度にタブレット(1台あたり1年間3万円)を追加で3台リースする場合。

⇒機器のリース代は購入年度分のみ補助となるため、2回目は令和6年度分(3万円×3台=9万円)のみが補助対象となる。